

2026

令和8年の提言

社会保険料個人負担分を法人負担にシフトせよ

1. 大衆迎合主義による政治の劣化と日本財政の危機
2. インフレは悪いことなのか？
3. グローバリゼーションの反転によるインフレ
4. 労働時間規制と人件費増によるインフレ
5. 給与が上がってもインフレにより個人の実質所得は減少
6. 大企業中心に法人収益が改善し、法人の資金余剰が顕著
7. 個人と法人が折半で負担してきた社会保険料の逆進性
8. 社会保険料の法人負担割合を増やし、個人の実質所得を増やそう



日本石油販売株式会社

〒104-0033 東京都中央区新川2丁目1番7号
TEL 03-3552-0341 FAX 03-3552-0346



<https://www.nshgr.jp>

カラー版・バックナンバーは
当社HPからご覧になれます。

社会保険料個人負担分を法人負担へシフトせよ

給与が多少増えてもインフレがそれを上回り、個人の実質所得が増えていない。インフレへの不満に対処すべく、選挙では消費税などの減税や、現金給付が謳われ、大衆迎合主義が蔓延している。そのため財政悪化が懸念され、それに伴う円安によって、更なるインフレ進行が危惧されている。

法人収益が伸びている一方で、個人の実質所得が低迷している現実を踏まえれば、持続的な給与の増加が期待される。企業の賃上げに期待するだけではなく、これまで個人と法人で折半してきた社会保険料の負担割合を、徐々に法人にシフトされることにより、国は半ば強制的に個人の実質所得を増やすことができる。

1. 大衆迎合主義による政治の劣化と日本財政の危機

自民党が大敗した2025年の参議院選挙は、大衆迎合主義（ポピュリズム）のオンパレードであった。インフレに苦しむ国民からより多い票を得ようとして、野党はガソリン税や消費税の減税を謳い、与党も現金給付を打ち出した。

しかし新たな財源を創出することの無い無節操な減税策は財政を悪化させることになる。日本の財政が世界の中で突出して悪化している現状を無視した野党の躍進によって、選挙期間中に国債の金利が上昇し、日本円が売られる局面もあった。英国で起きたトランプショック※が日本でも起きる可能性がある。その結果として円が暴落すれば、天に唾した国民は、更なる輸入インフレに苦しむことになりかねない。

※トランプショック：2022年10月20日英国のトランプ首相は就任44日後に辞任に追い込まれた。国民が支持した選挙公約である、大型減税と企業補助金を打ち出し、その財源を国債発行で賄うというトランプ首相の計画が、英国債の急落（金利急騰）と、通貨の信用低下によるポンドの大幅下落を招いた。株価も急落しトリプル安（トランプショック）に見舞われた。

2. インフレは悪いことなのか？

『デフレこそが日本経済の宿痾』^{しゆくあ}であると位置づけ、日銀による異様な金融緩和を推進したアベノミクスは2013年に始まった。あの時多くの日本人はアベノミクスを評価し、デフレ脱却を望んだのではなかったのだろうか？2013年10月10日にニューヨークで行われた黒田日銀総裁の講演「デフレ克服—我々の挑戦」は、次のような言葉で結ばれている。

「欠けているのは、デフレ下の閉塞感の中で失われた、自分たちは成功できるのだという自信やアニマルスピリットであり、前向きな気持ちです。デフレからの脱却は、こうした閉塞感の払拭とともに進みます。日本は自信を取り戻し、再び力強く成長できると信じています。」

昨今の日本は、大企業を中心に企業業績が改善し、株価もバブル時代を凌駕して、「前向きな気持ち」を取り戻しつつある。宿痾を乗り越えて達成したインフレ社会を否定することはできない。むしろ前向きに賃金と物価の好循環を図っていかなければならない。

海外旅行に行けば痛感する日本の物価の安さからすれば、まだまだ日本のインフレは始まったばかり。マクドナルドのビックマックも欧米とは2倍以上の価格差がある。急激に進んだ円安によって、日本の商品価格がより割安に見えることもあるが、為替レートが110円/＄に戻ったとしても、日本の物価がダントツに安いことに変わりはない。今後ともインフレが続くとすれば、小手先の減税や現金給付で、対処できる問題ではないことは明らかだ。

3. グローバリゼーションの反転によるインフレ

日本は過去30年間、不動産バブル崩壊後の膨張したバランスシートに苦しめ、さらにグローバリゼーションによるデフレに苦しんだ。製造大国だった日本の隣に、月給1万円の巨大な労働力が現れ、国内製造業は雪崩を打って中国に移転した。日本における労働需要は縮小し、日本人の初任給は30年間上がる事もなく、上げる必要もなかった。

しかしロシアのウクライナ侵攻や、中国の台湾侵攻懸念から、グローバリゼーションは逆転した。加えてアメリカファーストを旗印とする米国トランプ政権の関税政策は、WTOが推進してきた市場経済原則に基づく自由貿易を阻害し始めている。トランプ大統領を否定することは簡単だが、その背景にはグローバリゼーションにより職を奪われた米国の低所得者層の恨みや、異常なまでの貧富の格差拡大への批判があり、反グローバリゼーションの流れは一時的なものではない。

このような流れの中で、適地生産による競争優位性を発揮しにくくなり、日本国内や米国内に、内需向けの生産拠点を作る必要性が生じてきた。それはよりもなおさずインフレ要因であり、全世界で同様の動きが進んでいる。つまり日本のデフレ脱却はアベノミクスの成果ではなく、世界全体の潮流によるものだ。

4. 労働時間規制と人件費増によるインフレ

日本国内に製造拠点が戻り、政府も製造業の設備投資に対して補助金を急拡大して支援している。しかし少子化と高齢化が進み労働人口が減少している中で、労働需給は緩和状態から逼迫状態へ一気に反転した。高齢者の雇用延長や、女性の社会進出、外国人雇用などで、何とかカバーしているとは言え、団塊の世代が75歳以上になる中で、今後とも労働力不足は深刻化せざるを得ない。

しかもこのタイミングで2024年4月実施された、建設、物流、医療業界への残業規制によって、一人当たりの労働時間が短くなり、時間単価を大幅に上げなければ、給与支給額が減ることになってしまった。本来労働力が余っているとき、デフレ時代に推進すべき政策が、最悪のタイミングで実施されたことになる。

外国人を雇用しようとしても、昨今の円安によって、日本で働くより、例えばオーストラリアで働く方がはるかに高い所得を得ることができる。最低賃金で比較すると、日本平均の時給が1,121円に対して、オーストラリアは23A\$である。現状の為替レートは95円/A\$だが、49円/A\$まで円高A\$安が進まなければ同じ賃金にならない。現状の為替レートを前提とすれば、最低賃金を2倍にする必要がある。

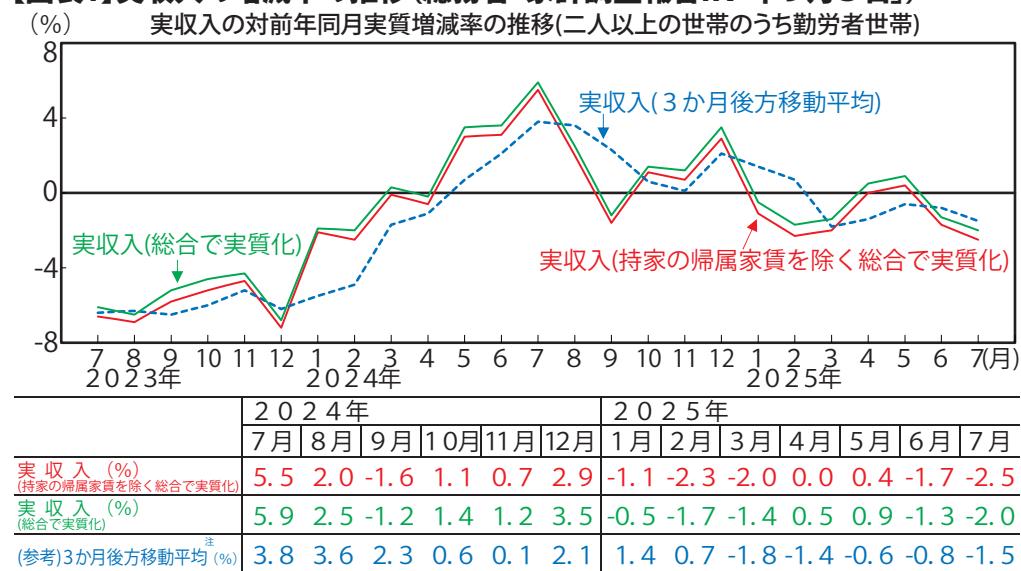
5. 給与が上がってもインフレにより個人の実質所得は減少

2000年代初頭の日本では、銀行の大卒初任給は他の業種と比較してもかなり低い17.4万円だった。その後少しは上がって、2022年で漸く20.5万円。ところが2023年には25.5万円となり、2026年には30万円に上昇する。4年間で1.5倍の上昇であり、優秀な人材の獲得競争が起きている。オーストラリアの最低賃金は $23\text{ A\$} \times 8\text{ 時間} \times 20\text{ 日} = 3,680\text{ A\$} = 35\text{ 万円}$ だから、それと比較すれば、まだ安すぎるかもしれない。

政府も企業の賃上げを促進すべく、賃上げ促進税制を創設し、人件費や教育訓練費を増額させた企業に対し税額控除を行い、より高い賃上げ率に対するインセンティブまで用意している。

初任給は大幅に上がっても、残念ながら若年層以外の給与の上昇ペースは低く、人件費総額の伸びは高くない。昨今のインフレが3%程度あるため、それを差し引くと、【図表1】の通り個人の実質所得(実収入)は増えるどころか減っている。給与は増えなくても、デフレ時代は、同じものがより安く買えたので、むしろ生活は楽だったということになってしまった。昨年の参議院選挙で、立憲民主党野田党首までもが、消費税減税に政策転換せざるを得なかつた理由だ。

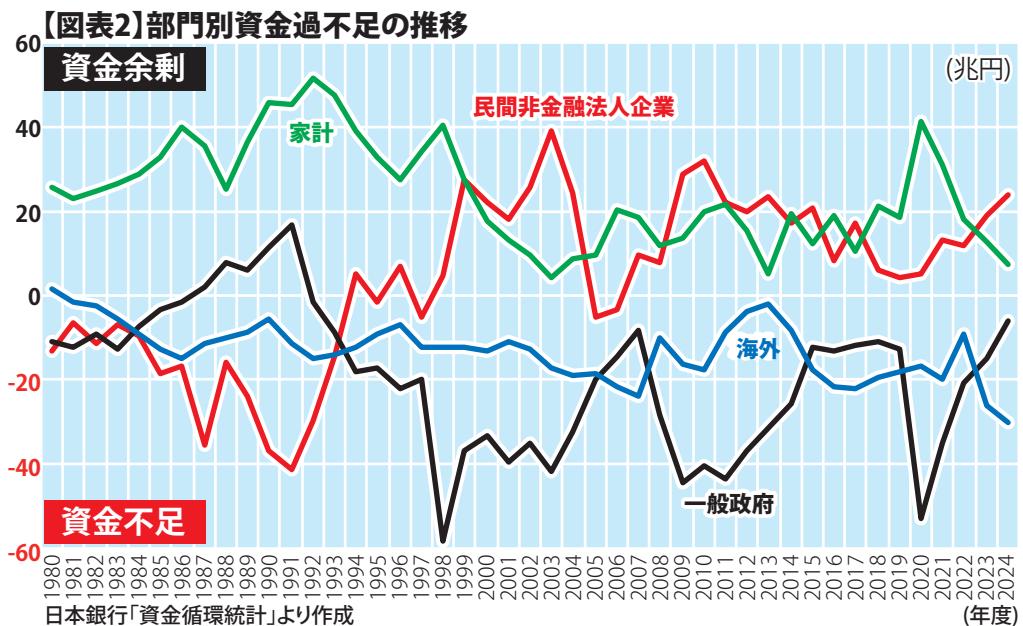
【図表1】実収入の増減率の推移(総務省「家計調査報告R7年9月5日」)



注 実質化には消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)を用いた。

6. 大企業中心に法人収益が改善し、法人の資金余剰が顕著

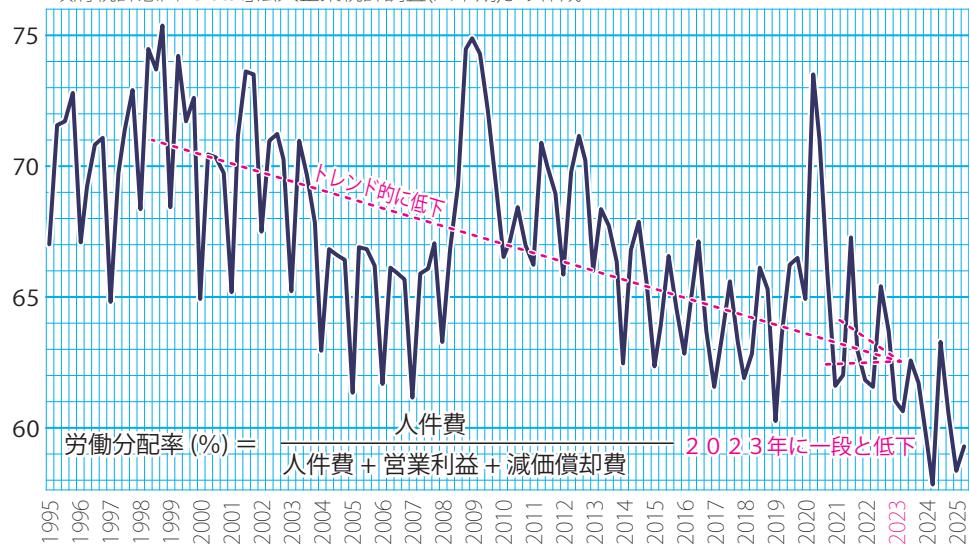
個人ないしは家計の苦境は別の統計からもうかがい知ることができる。家計、企業、政府間の資金過不足の推移表【図表2】は昨年の提言にも掲載している。【図表2】を見ると、政府は資金不足で苦しみ財政を悪化させている。家計もコロナ給付金で一時的に潤って以降、インフレの影響を受けて資金余剰を減らしている。唯一民間非金融法人企業だけが資金余剰を増やしている。特に輸出関連の大企業の収益は円安によって大幅に改善しており、自己資本比率を高め、無借金経営を誇る企業も少なくない。



【図表2】を見れば、法人にはもっと給与を増やす余力があると言うことができる。このことは別な統計、【図表3】の労働分配率からも裏付けることができる。労働分配率は人件費を企業の利益で割って計算される。この場合の利益には『営業利益+人件費+減価償却費』が使われ、企業が稼いだ利益の内どのくらいを給与として支払ったかを示している。【図表3】によれば、2000年頃は70%を超えていたものが、60%近くにまで下がってきていることが分かる。

【図表3】労働分配率の推移

政府統計窓口「e-Stat」法人企業統計調査(四半期)より作成

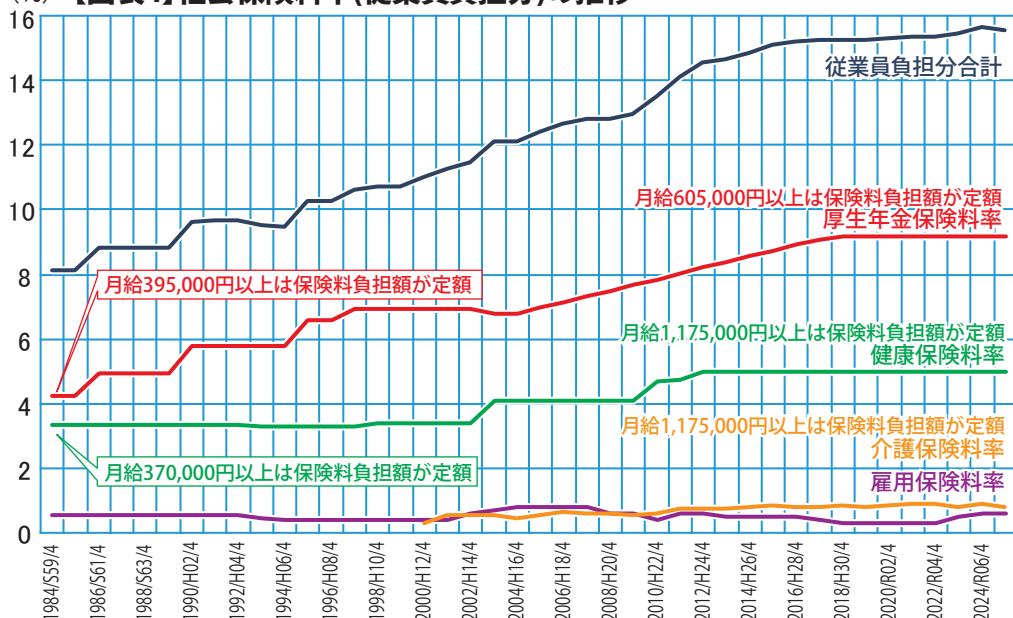


7. 個人と法人が折半で負担してきた社会保険料の逆進性

ところで、社会保険料は厚生年金保険、健康保険、介護保険、雇用保険等の保険料の合計であり、給与総額に料率をかけて計算され、原則的に個人が半額、

法人が半額負担している。【図表4】の通り社会保険料は大幅に上昇しており、インフレとともに個人の実質所得が増えない原因になっている。

(%) 【図表4】社会保険料率(従業員負担分)の推移

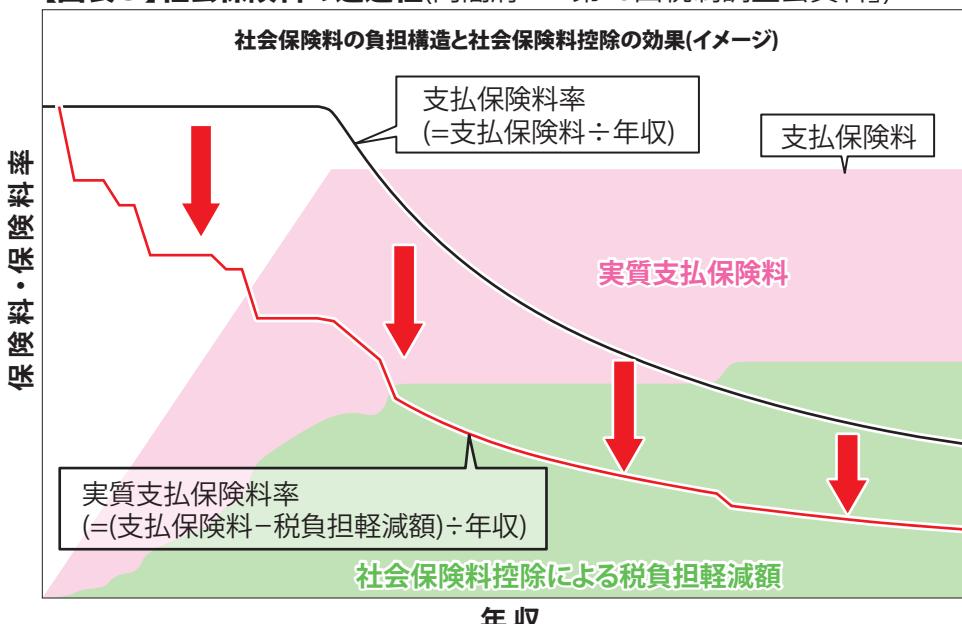


注) 全国健康保険協会管掌(平成20年まで政府管掌)健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険に係る各年4月1日時点の保険料率を用いたもので、全国健康保険協会管掌健康保険は平成21年4月以降は全国平均保険料率を用いたもの。

また従業員負担分合計は、単に各料率を合計したもの。

注) 従業員負担分の合計を算出するに当たり、健康保険及び厚生年金保険の総報酬制導入前(平成14年4月分まで)の料率については、年間賞与の合計を月給3か月分として仮定して算出した。

【図表5】社会保険料の逆進性(内閣府HP「第23回税制調査会資料」)



消費税率や所得税率を上げようとすれば世論の反撃を受け、なかなか上げられないが、社会保険料は、ほとんどの国民が知らない内に、国からの通告ベースで改定されており、社会保険労務士は毎年の様に料率改定作業に追われている。

とはいえた背景には、年金、医療、福祉等の社会保障給付費用の急拡大があり、社会保険料の上昇はやむをえない面がある。また今後も、社会保障給付費用の増大とともに増えざるを得ないだろう。

また社会保険料は、所得税とは異なり、必ずしも給与額に比例せず上限があるため、【図表5】の通り、極端な逆進性がある。年収の少ない人ほど実質支払保険料率が高いという構造的な問題だ。

8. 社会保険料を法人負担割合を増やし、個人の実質所得を増やそう

ところで社会保険料を個人と法人が折半するのは何故なのだろう。恩恵を受けるのは個人だから、受益者負担で個人が負担するべきという考え方もあるかもしれないが、法人にとって最大のステークホールダーである社員の健康や幸福を守るのは、法人の責任であり、法人が負担すべきと言ふこともできる。

【図表6】の通り世界を見渡せば、米独など折半している国が多いのは確かだが、英仏やスウェーデン（法人が80%を負担）など、法人（使用者）の負担割合が多い国もある。必ずしも半額負担が正しいとは言えない。

法人が自発的に賃金を上げ、労働分配率を上げるのがベストだが、国として民間企業に賃上げを強制することはできない。しかし社会保険料の負担割合を、徐々に個人から法人へシフトし、国が一律に個人負担を減らすことは可能だ。しかも逆進性が高い社会保険料の個人負担を減らすことは、インフレに苦しむ低所得者により大きな好影響を与えることができる。

消費税減税のための財源として法人税を上げることも検討されているが、企業や金持ちを誘致するため、法人税や所得税を下げる国もあるので、これらの税率を日本だけが高くすることはかえって税収を減らすことになりかねない。国内投資を促進するためにも法人税率を上げることは控えるべきだ。

当社にとっても、法人の社会保険料負担、即ち法定福利費が増えることは、歓迎できる話ではない。しかしオーストラリアに移転して現地で人材を集めようとなれば、もっと高い賃金を負担せざるを得ないので、企業の本店所在地だけを変えて法人税を節税することに比べて、社員を含めた海外移転は難しい。

強制的な法定福利費の上昇は、収益が出ていない企業にとっては重荷になり、時には企業の新陳代謝を促すことになる。すでに日本の休廃業・解散件数は、2022年の5万件強を底に急増しており、2024年には7万件弱に増加している。より生産性の高い企業への労働力のシフトも必要悪として許容しなければならないだろう。

企業収益への悪影響は避けられず、法人税収にはマイナスの影響が出る。しかしその一方個人の実質所得が増える分、所得税にはプラスの影響があり、国の税収に与える影響は限定的と考えられる。

法人と家計の収益状況を、社会保険料の負担割合を変更することで調整し、

時には法人負担割合を増やして、個人の実質所得を増やすことで、物価と給与の好循環をコントロールすることができるだろう。

【図表6】社会保障負担料率

(独立行政法人労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2024」) 2023年、%

	年金	医療	介護	雇用	その他
日本 1)	18.30	10.0	1.82	1.55	なし
労働者 使用者	労使折半	労使折半	労使折半	0.60 0.95	—
アメリカ 2)	12.40	2.90	なし	(0.60+州税)	なし
労働者 使用者	6.20 6.20	1.45 1.45	—	— (0.60+州税)	—
イギリス 3)	23.80	主に税財源	なし	国民保険 制度に統合	なし
労働者 使用者	10.00 13.80	—	—	—	—
ドイツ 4)	18.60	14.6	2.4~4.0	2.60	なし
労働者 使用者	9.30 9.30	7.3 7.3	0.7~2.3 1.7	1.30 1.30	—
フランス 5)	17.75	7.3	主に税財源	4.05	家族 手当 住宅支援基金 への拠出
労働者 使用者	†6.90 ±0.40 †8.55 ±1.90	0.0 7.3	—	0.00 4.05	— 3.45 †0.1 ±0.5

【出典】

[日本]厚生労働省、日本年金機構、全国健康保険協会、[アメリカ]社会保障庁及び労働省、[イギリス] Gov.uk、[ドイツ]貿易・投資振興機関(GTAI)、[フランス]国立統計経済研究所(Insee)、雇用局、社会保険費徴収機関(URSSAF)

(1)

[年金]厚生年金の一般被保険者の保険料率(2017年9月分から適用)。[医療]全国健康保険協会(旧政府管掌健康保険)による全国平均の保険料率。料率は都道府県ごとに異なる(2023年3月分から適用される料率は9.33~10.51%)。[介護]40~64歳までの第2号被保険者の保険料率。2023年3月分から適用。[雇用]「一般の事業」における負担率。詳細については「データブック国際労働比較2024/独立行政法人労働政策研究・研修機構(JILPT)「第4-7表 失業保険制度」の財源の項(p.162)」を参照。

(2)

[年金]2013年から。Affordable Care Act施行後、高額所得者には0.9%が加算された。[医療]メディケアパートAを指す。[雇用]使用者が全額負担(3州を除く)。連邦、州ともに課税対象額を超える年間賃金の総額に対して料率がかけられる。また、連邦は6.0%の料率だが、期日前に支払うことで割引かれて0.6%になる。州の料率や課税対象額は州ごとに異なり、全米レベルで統一した料率はない。

(3)

公的年金、雇用保険等を含む単一の社会保険制度である国民保険の料率。2024年1月より、減税策の一環として労働者向けの料率を1.2%から1.0%に引き下げた。なお、所定額(2023年度は週967ポンド)を超える所得については、労働者向けの料率は2%。

(4)

[医療]追加の保険料率は、2023年推計平均で1.6%(労使折半)。[介護]従業員の介護保険料は、当該従業員の子供数(25歳未満)によって決まる。ザクセン州のみ異なる特別規定が適用される。

(5)

民間部門の場合。[年金]老齢保険を指す。†4万3,992ユーロ/年までの給与に対する割合(2023年)。このほかに寡婦保険0.1%があるがこれは本人負担。‡対全給与。[医療]17万5,968ユーロ/年までの給与に対する割合(2023年)。2018年1月から医療及び雇用の労働者負担率引き下げ等の改定が行われ、パラン、オーラン、モーゼルの各県における被用者からの拠出1.50%以外は2019年1月1日以降廃止された。使用者による拠出は、法定最賃(SMIC)の2.5倍までの負担率。[雇用]2019年1月以降、被用者からの拠出は廃止。その代替として一般社会拠出(CSG)9.2%を被用者が拠出し、そのうち1.47%が失業保険の財源である。[家族手当]フランスの家族手当には、児童手当のみならず出産手当、育児休業手当に相当するようなものまで含んでいるため、その他に計上。収入が法定最賃の1.6倍までの者は3.45%。[住宅支援基金への拠出]†従業員規模20人未満は0.1%、‡20人以上は0.5%。